

# 投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 出張理美容に係る規制の見直し	1
2 - 理美容師法から独立した出張理美容の基準作成	1
3 - 「地域包括ケアシステム」などでの出張理美容 事業計画の取り扱い	2
4 - 施設等内での理美容室開設登録の簡素化	2
5 - 消費者契約法見直しの件	3
6 - 免税軽油の手続きについて	3
7 - 普通自動車乗車定員規制見直し及び自動車車検期間の見直しについてのお願い	3
8 - 独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	4
9 - 投資一任口座で行う投信取引に係る取引報告書(契約締結時交付書面)の交付義務の緩和	5
10 - 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	5
11 - 中退共解約前から実施する確定給付企業年金および確定拠出年金への解約手当金の移換	6
12 - 厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金制度を実施する場合における計算基準日の設定要件緩和	6
13 - 基金型確定給付企業年金の設立認可の申請手続きの緩和	7
14 - 規約型確定給付企業年金における統合後の制度存続等	7

15 -	厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	.....	8
16 -	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	.....	9
17 -	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について	.....	9
18 -	確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて	.....	10
19 -	確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化	.....	11
20 -	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	.....	11
21 -	消火配管の補修措置の具体化	.....	12
22 -	移送取扱所の試験方法の見直し	.....	12
23 -	石油コンビナート等災害防止法における新設・変更に係る届出等を地方自治体で可能とする	.....	12
24 -	石油コンビナートのレイアウトに係る基準のうち、各施設地区が混在している場合の敷地面積基準の見直し	.....	13
25 -	ボイラー構造規格および圧力容器構造規格の強度計算における腐れ代の取扱いについて	.....	13
26 -	ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期に係る認定制度の見直し	.....	13
27 -	石綿工事申請窓口の一本化	.....	14
28 -	石綿工事申請に係る特例の認可	.....	14
29 -	銀行による議決権保有の上限(5%ルール)の緩和(非上場の中小企業に対する議決権保有規制の緩和)	.....	14

30 - 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の廃止	.....	15
31 - 教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	.....	15
32 - 動産譲渡登記等を取り扱う登記所の複数化	.....	15
33 - 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	.....	16
34 - 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	.....	16
35 - 動産・債権譲渡登記制度の整備(変更・更正・付記登記について追加)	.....	16
36 - 不動産リース業務に対する規制緩和	.....	17
37 - 不動産業務に対する規制緩和	.....	17
38 - 給付型奨学金の創設	.....	18
39 - 輸出貿易管理令の対象品目から血漿分画製剤を外す	.....	18
40 - 日本の血漿分画製剤事業を産業振興と国際貢献の観点から当局関係部署が連携して 推進することを要望。	.....	19
41 - 理美容出張業務に関する規制緩和について	.....	19
42 - 特殊車両通行許可申請処理の迅速化に対する提案	.....	20
43 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	.....	20
44 - 生命保険販売に係る構成員契約ルール of 維持	.....	21
45 - 自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービス の統合	.....	21
46 - 出張理美容に関する規制緩和(規制改革会議第3次答申を拝見して)	.....	22
47 - 国のリース契約の長期継続契約化	.....	22
48 - 「競争入札参加資格」申請の統一・簡素化	.....	23
49 - 議決権保有制限の緩和	.....	23

50 -	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) が支援する「地熱資源開発資金債務保証制度」のリース適用	.....	24
51 -	廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し	.....	24
52 -	廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し	.....	25
53 -	自治体条例等を一括閲覧できるサイトの改善	.....	25
54 -	フロン排出抑制法における第一種特定製品の点検頻度の見直し	.....	26
55 -	外為法運用の明確化及び簡素化	.....	26
56 -	リコール情報の開示	.....	26
57 -	非自行船(台船等)の保存登記	.....	27

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 9月22日	27年 10月13日	出張理美容に係る規制の見直し	<p>出張理美容に係る規制の見直しとして、理美容師法施行令第4条に規定する「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確にすることについて規制改革会議で議論されているところである。</p> <p>近年、成人式や大学等の卒業式において、貸衣装業者に雇われた出張美容師が大学等の教室や周辺ホテルで学生等に対してヘアメイクを施す事例が全国各地で見られており、既存美容室の経営に影響を及ぼしている。貸衣装業者によれば、これが可能である根拠として、美容師法施行令第4条第2号に規定する「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」に該当するとの主張である。このような行為が拡大しているのは「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」の対象範囲が曖昧なためである。</p> <p>についてはこのような行為が「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」に該当するかについても、「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」と同様、その判断基準を明確にしていきたい。また、判断基準の設定にあたっては出張理美容が可能なケースをポジティブリスト化し、曖昧な解釈ができないようにすべきと考える。</p>	個人	厚生労働省
2	27年 9月24日	27年 10月13日	理美容師法から独立した出張理美容の基準作成	<p>介護保険適応のサービスでさえ人材確保が困難になりつつある現状では適応外である出張調髪サービスのこれからの活動はさらに厳しい状態になると考えられます。</p> <p>先日、規制改革会議より出された第3次答申にて「出張理美容に係る規制の見直し」についての検討がなされていた事に合わせまして、より充実した出張理美容の下地とすべく理美容師共通の公的な基準(衛生管理や提供可能な施術内容やデイサービスや入所施設等でのサービス提供など)の作成が必要であると考えられます。</p> <p>同じような衛生サービスである入浴サービスは介護サービスであるため、在宅・施設等問わず細やかな対応がとれる多様な選択肢がありますが、それと比較しても出張理美容を取り巻く環境が現在の高齢化のスピードに追いついていないとは思えません。</p> <p>「疾病やそれを見る人」への対応はもちろん高齢化全体を見据えたうえで、理美容師法から独立した基準を準備するこそ、多様で質の高いサービスの提供を産む創意工夫の一助となるのではないのでしょうか。</p>	東京都理容生活衛生同業組合 江東支部	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	27年 9月24日	27年 10月13日	「地域包括ケアシステム」などでの出張理美容事業計画の取り扱い	<p>介護における現在の出張理美容は日常生活の介護からは切り離されていて、ケアプラン作成時に出張理美容を組み込める仕組みや選択肢が整ってはいません。 買い物や入浴、配食サービスのような日常生活の選択肢として確立させるための事業計画として「地域包括ケアシステム」などに取り入れるなど公的な後押しが必要があると考えられます。</p> <p>事業計画での検討事項として 参加人数を増やすために、店舗のような保健所への店単位の従業員としての届け出ではなく、免許取得者個人として登録できる届け出先を作り、管理運営してはどうか サービス提供できる人材のデータベースを構築し、利用者が使い易いマッチングの仕組みがある方が良いのではないかと 出張理美容のための届け出先に、公衆衛生の知識ある経験者や理美容・介護業界の人材を配置し、サービスの充実を図るために提供者への指導監督の権限を与えたり、理美容業界と介護業界との関係を円滑にする目的を持たせてはどうか 活動状況の報告を義務化するなどして、出張調髪サービスの実態や収支の把握も可能にしてはどうか 移動理美容車による出張理美容の届け出と活動状況の報告義務化し指導監督の対象としてはどうか サービス提供者が施術中に起こしてしまった事故への対応や補償も提供者個人ではなく、公的なものとして用意しておくべきではないか</p> <p>今までフォローしきれていなかった未開拓な分野であるため特区のように対象地域を定め、社会実験として事業計画を開始し改善を図り、快適性、安全性、持続性を高めた計画を国の施策とするのであれば、取り組みやすいのではないのでしょうか。</p>	東京都理容生活衛生同業組合 江東支部	厚生労働省
4	27年 9月24日	27年 10月13日	施設等内での理美容室開設登録の簡素化	<p>出張理美容の選択肢の一つとして施設内(デイサービスや入所施設等)での出張理美容を充実を考えると、通常の店舗開設届けとは別の「施設内出張理美容室の開設届け」での開設登録を可能にする事が望まれます。</p> <p>施設設計段階から店舗と同等の理美容室を考えている施設は稀であり、個々の施設により作業スペースや流水設備、光量など差があります。 安定したサービス提供のためにはまず、作業スペースの確保や衛生管理基準など、施設出張理美容のための基準を定める事が必要であると考えます。 また、日によって作業する技術者が違う日もある事から、施設内理美容室に限り、理美容師の開設者とせずに施設事業者を開設者として届けられる事が望ましいと考えます。</p> <p>店舗での通常営業と施設出張理美容とを分けて考え、施設内理美容室としての基準を守った開設登録が可能になれば現在の店舗開設より簡素化となり、出張理美容の幅も広がりますし無登録で行われている施設での出張理美容の把握・指導監督も期待でき、より充実した選択肢の提供に繋がるのではないのでしょうか。</p>	東京都理容生活衛生同業組合 江東支部	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	27年 9月25日	27年 10月13日	消費者契約法見直しの件	<p>消費者契約法見直しの間とりまとめには、訪問販売、電話勧誘販売販売など新聞に関する正当な事業活動を過度に規制する意見が含まれておりますが、健全な事業者の活動を阻害する法規制の強化にいずれも強く反対致します。</p> <p>悪質な業者から消費者を保護することは当然ですが、過度な規制により事業活動の縮小や廃業に追い込まれた場合、そこで働く人々の生活基盤が奪われることとなります。</p> <p>全国の津々浦々に張り巡らされた戸別配達網を基準に、新聞配達事業者は地域に密着した活動を展開していきます。</p> <p>住民や読者とのトラブルを起こさないような取り組みは元より、消費者センター等関係機関と連携して問題を迅速に解決しています。</p> <p>新聞界は自主的な取り組みにより消費者の保護を図っており、新たな規制は不要と考えます。</p>	個人	内閣府 消費者庁
6	27年 10月6日	27年 10月23日	免税軽油の手続きについて	<p>制度の趣旨は理解するが、この時代に、わざわざ役所に行って紙の免税証を発行してもらい、それをスタンドに持って行き、スタンドはそれを取りまとめて発行元の役所に提出する、といった手続きはムダなもの。</p> <p>申請する方も面倒だが、当然、それを仕事としている役所の人がいるわけで、そんな時間があったら、他の仕事をしてもらいたい。</p> <p>免税が必要であれば、還付手続きとすとか、所得税等の控除で調整するとか、手間がかからない方法があるはず。</p> <p>昔ながらの手続きを継続するお役所仕事そのものと感じる。</p> <p>無駄な労力を使わずに、公平に免税となるような手続きを考えてもらいたい。</p>	個人	総務省
7	27年 10月9日	27年 10月23日	普通自動車乗車定員規制見直し及び自動車車検期間の見直しについてのお願い	<p>栃木県で旅館を営業しております。お願いしたいことは2点あります。</p> <p>1点目 現行10名以下となっております普通自動車乗車定員規制の見直しをお願いしたい。 ロングタイプのワゴン車でも現行の普通自動車免許ですと定員10名のものしか運転できず、同じ大きさの車両で規格が定員15名の場合は、大型自動車免許が必要となります。弊社では、宿泊客や従業員の送迎などにワゴンタイプの乗用車とマイクロバスを使用しておりますが、運転に携わるもの全てが大型自動車免許を持っているわけではありませんので、15名定員乗用車の普通免許での使用が可能になれば、人員の効率化につながり、非常にありがたいです。</p> <p>現行規制制定当初とは時代も変わり、自動車運転に対するより厳格な意識の変化、技術の進歩による自動車の安全性の向上などにより、定員規制を変更しても事故の増加には、つながりにくいと考えます。</p> <p>2点目 自動車車検期間の見直しをお願いしたい。現行新車購入後3年、以降2年に1度とされている車検の期間を統一して3年に1度と変更していただきたい。 車検期間が延びれば、車検費用の負担軽減につながり、ありがたいです。</p> <p>技術の発達や社会情勢の変化により、交通死亡事故者数は、ここ数年大幅に減少しております。国民負担軽減の1つとして、善処いただきますようお願い申し上げます。</p>	民間企業	国土交通省 警察庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
8	27年 10月15日	27年 10月23日	独占禁止法第11条 における信託勘定に 対する議決権保有 規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】          独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。)について、規制の対象から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】          ・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。          ・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。          ・信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。          ・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。          ・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。          ・については、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。</p>	(一社) 信託協会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	27年 10月15日	27年 10月23日	投資一任口座で行う取引報告書(契約締結時交付書面)の交付義務の緩和	<p>【提案の具体的内容】 投資一任口座(いわゆるラップ口座)で行う投資信託の取引に伴い、投資信託の販売会社が行う取引報告書(契約締結時交付書面)の交付につき、その義務を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・投資一任口座(いわゆるラップ口座)で行う投資信託等の有価証券の取引は、顧客との投資一任契約に基づき、投資運用業者(投資運用業を行う金融商品取引業者等)の投資判断により行われるものである。また、法令では、投資運用業者は、6ヶ月を超えない範囲において、定期的に運用報告書を作成し、顧客宛て交付しなければならないと定められており、当該運用報告書には取引の内容および運用財産の状況が記載される。 ・一方で、金融商品取引法では、金融商品取引業者等は金融商品取引契約成立後、遅滞なく契約締結時交付書面を顧客宛て交付しなければならないと定められている。そのため、投資一任口座で行う投資信託の取引の場合でも、投資信託の販売会社は、取引の都度、取引報告書(契約締結時交付書面)を顧客宛て交付しているが、以下のような顧客苦情および業務負担・コストが生じている。 「投資一任契約を締結しその契約の範囲内で投資判断を一任しているにもかかわらず郵送物が多い。」「投資判断を任せているのだから、個々の取引について書類を送られてくることが理解できないし、また書類を見ても資産全体の運用内容はわからない。」といった顧客苦情が多く寄せられており、それらを理由に解約を希望される場合もあり、断片的な情報提供が顧客の投資一任口座全体の運用状況に対する理解を妨げている可能性がある。 定期的にポートフォリオの見直しを行う投資一任口座において、取引の都度、取引報告書の交付を行うことは、業務負担とコストがかかる。 ・については、顧客理解の促進および業務負担・コスト軽減の観点から、取引報告書を一定期間(例えば、月次・四半期等)分まとめて交付することを可能とする等、取引報告書の交付義務を緩和していただきたい。</p>	(一社)信託協会	金融庁
10	27年 10月15日	27年 10月23日	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、脱退一時金の支給の繰下げを認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。 一方で、上記該当者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。上記該当者が老齢給付金を希望する場合、繰下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態(未請求状態)となるが、この間に時効により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の受給権が失効する可能性もある。このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、受給権保護の観点から明確化を要望するもの。 なお、事業所等が実施事業所でなくなる際、当該事業所等に係る積立不足はその事業所等の一括拋出によって清算されるため、当該積立不足を他の事業所に負担させることはない。また、確定給付企業年金側の管理コストや、支給額に対する据置利息が予定を下回った場合等、将来的に発生する費用負担については、脱退一時金の支給要件を満たした人(死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます)が繰下げの申出をする時にも生じ得るものであり、当該費用負担は該当者が所属する実施事業所に寄らず、特別掛金等で事業所が負担している。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	27年 10月15日	27年 10月23日	中退共解約前から実施する確定給付企業年金および確定拠出年金への解約手当金の移換	<p>【提案の具体的内容】            中小企業退職金共済契約者が中小企業者でない事業主となり共済契約が解除された際に、当該共済契約者が共済契約解除後三月以内に確定給付企業年金または確定拠出年金を実施した場合は、解約手当金を確定給付企業年金または確定拠出年金に移換することが可能とされている。            一方で、共済契約の解除前から実施している確定給付企業年金・確定拠出年金には、解約手当金を当該確定給付企業年金に移換することが不可とされているが、これを可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】            共済契約の解除は共済契約者の選択ではなく中小企業者でない事業主となったことによるものであり、また被共済者の老後の所得確保の観点から鑑みて、共済契約の解除前に確定給付企業年金を実施している場合についても解約手当金を確定給付企業年金および確定拠出年金に移換することを可能としていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省
12	27年 10月15日	27年 10月23日	厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金制度を実施する場合における計算基準日の設定要件緩和	<p>【提案の具体的内容】            厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金を実施する場合における計算基準日について、代行返上の場合と同様に、確定給付企業年金実施日前1年6ヶ月以内の厚生年金基金の事業年度末日とする取扱いも認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】            年金財政に与える計算基準日から制度実施日までの期間の影響は、厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金を実施する場合と代行返上で変わらないと考えられるため、厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金を実施するケースにおける計算基準日についても、代行返上と同じレベルまで設定要件を緩和していただきたい。本提案が認められれば、財政計算結果確定の早期化により、余裕をもった制度検討・説明を行うことが可能となり、厚生年金基金の円滑な制度移行に繋がることが期待される。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	27年 10月15日	27年 10月23日	基金型確定給付企業年金の設立認可の申請手続きの緩和	<p>【提案の具体的内容】 複数の事業主が共同で設立する基金型確定給付企業年金において、代表事業主を設け、当該代表事業主が申請者として設立認可申請を行うことを認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 公的年金制度の健全化及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、基金型確定給付企業年金を新設し、厚生年金基金の残余財産を交付する事例が増加しており、新設の際の手続きの簡素化を趣旨として認めていただきたいもの。 また、理事長選任までの間は、申請者が理事長とみなされることとなっており、全事業主を申請者とする現状においては、理事長とみなされる者が複数名(場合によっては数百名)存在することとなる。基金設立当初において、理事長の職務を円滑に遂行するためにも、認めていただきたいもの。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省
14	27年 10月15日	27年 10月23日	規約型確定給付企業年金における統合後の制度存続等	<p>【提案の具体的内容】 規約型確定給付企業年金の統合について、基金型確定給付企業年金の合併あるいは規約型確定給付企業年金に基金型確定給付企業年金を移行する場合等と同様に、統合後の制度存続を可能としていただきたい。(分割も同様。) 上記取り扱いが不可の場合は、規約型確定給付企業年金のすべての加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を、確定給付企業年金法第79条に基づき他の規約型確定給付企業年金に移転する取り扱いを可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 基金型確定給付企業年金の合併の場合、被合併基金の一つを存続基金とし、他方を承継する変更が可能とされている。この場合、制度変更として規約は一部変更を行い、別途積立金がある場合は引き続き留保が可能となり、存続基金に非継続基準抵触に伴う特例掛金の抛出がある場合はこれを継続することとなる。規約型確定給付企業年金に基金型確定給付企業年金を移行する場合や、その逆の場合も同様の取り扱いとなる。 規約型確定給付企業年金の統合の場合、被合併制度はいずれも存続が認められないため、制度変更ではなく制度新設と取り扱う必要がある。よって、規約は一部変更ではなく全部を新たに定め、別途積立金がある場合はこれを全額取り崩すこととなり、非継続基準抵触に伴う特例掛金の抛出は廃止となってしまう。これは、相対的に規模が大きい規約型確定給付企業年金が小さい規約型確定給付企業年金と統合する場合であっても同様となる。手続き等が煩雑となるだけでなく、健全な財政運営を継続する支障となることもあるため、基金型の合併等との整合性の観点からも、提案の取り扱いを求めるもの。 確定給付企業年金法第74条に基づく規約型確定給付企業年金の存続を前提とした制度統合を可能とする、もしくは確定給付企業年金法第79条に基づく確定給付企業年金の権利義務移転による統合を可能とすることにより、基金型同様の別途積立金の取扱いを可能とすることは妥当であると考えられる。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
15	27年 10月15日	27年 10月23日	厚生年金基金、確定 給付企業年金にお ける設立事業所の 減少に係る掛金の 一括徴収額の計算 方法の見直し	<p>【提案の具体的内容】  設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)～(3)が認められている。(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】  設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)～(3)が認められている。  (1)特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(継続基準上の積立不足額)を基に計算する方法  (2)非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法  (3)特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)</p> <p>(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。  一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額 &gt; (2)により計算する額 &gt; 特別掛金収入現価を基に計算する額」となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。  より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
16	27年 10月15日	27年 10月23日	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	<p>【提案の具体的内容】            確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。            (1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率            (2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率              (3)として「資格喪失時の(1)の率」を追加し、当該予定利率は(1)～(3)のいずれか低い率としていただきたい。(厚生年金基金の加算部分も同様)</p> <p>【提案理由】            資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうするため。</p> <p>【例】50歳：資格喪失し脱退一時金2号対象者となる。            60歳：老齢給付支給要件を満たす。老齢給付に代えた一時金を取得する。という前提を考える。</p> <p>また、下限予定利率：&lt;50歳時&gt;2.0%、&lt;60歳時&gt;2.5%、資格喪失から老齢給付支給要件充足時までの据置利率：0%とし、60歳時点で財政計算を実施しているとする。            資格喪失時一時金：100万円(=2.0%ベースの年金現価)、老齢給付支給要件充足時一時金：100万円、資格喪失時設定の60歳以降給付年金額：10万円(換算率2.0%ベース)</p> <p>60歳において一時金を取得する際に「確定給付企業年金規則第24条の3第1号イ」の率を算出すると、2.5%となる。このとき、年金額が10万円のままの場合、一時金が100万円のままでは、確定給付企業年金規則第24条の3第1号イおよび確定給付企業年金法施行令第23条の規定に抵触してしまう。(2.5%ベースでの年金現価&lt;100万円のため)</p>	(一社)信託協会	厚生労働省
17	27年 10月15日	27年 10月23日	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について	<p>【提案の具体的内容】            確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】            確定給付企業年金制度の終了・解散と同時に企業型年金の資産管理機関へ移換する場合は、企業年金連合会への移換が認められているが、加入者にとってみれば、上記の一時に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられ、各加入者に対し柔軟な選択肢を設定可能とする観点から、当該者についても移換可能としていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
18	27年 10月15日	27年 10月23日	確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて	<p>【提案の具体的内容】          確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合(制度終了・解散の場合を除く。)の同意手続きは、次の通りとなっている。          &lt; 確定給付企業年金法第82条の2第2項 &gt;          (1)企業型年金移換対象者の1/2同意          (2)企業型年金移換対象者以外の1/2同意          要望内容          (2)の同意を不要としていただきたい。(厚生年金基金制度についても同様。)</p> <p>【提案理由】          平成23年12月26日付の確定給付企業年金法施行令の改正により、企業型年金への移換に際し、積立金のうち企業型年金への移換に係る部分と移換相当額の差額のみ一括拠出すればよいことに緩和された(従来は制度全体の不足を解消する必要があった)。          そもそも(2)の同意は、企業型年金へ移換する原資を移換対象者以外の者にも確保したうえで、企業型年金へ移換しないことについて行うものと考えられ、本施行令の改正により企業型年金移換対象者以外の者は、企業型年金へ移換する原資が確保されていない状態(積立不足がある状態)が許容されることとなったことにより、本施行令の改正以前と同様の意味での同意手続きは不要と考えられる。          上記の他、積立金の変動により掛金に影響を受ける可能性があるために同意を取得することが考えられる。確定給付企業年金に残存する者にとって同様のケースとして以下のケースが想定されるが、いずれも確定給付企業年金に残存する者からの個別同意は必要とされていない。          事業所脱退に伴い、他の確定給付企業年金へ権利義務移転するケース          事業所脱退に伴い、給付を行うケース          上記両ケースとも、確定給付企業年金施行規則第88条の2に基づく一括拠出を行った上で事業所脱退することとなり、残存する者にとっては、積立金の変動による影響を受けるという観点では、企業型年金へ移換を行う場合と同様である。          よって、当該観点からも(2)の同意は必ずしも必要とは考えられず、緩和を要望するもの。</p> <p>今般の厚生年金保険法等の法改正に伴い、総合型確定給付企業年金(例:100事業所,10,000人)の設立が想定されるが、当該総合型確定給付企業年金において、一部の実施事業所が会社再編等により事業所脱退する場合において、確定拠出年金への移換を希望した場合であっても、(2)の同意取得(例:99事業所 9,900人)が困難となるケースが想定される。当該規制緩和が円滑な移行につながるものと考えており、その観点からも要望するもの。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
19	27年 10月15日	27年 10月23日	確定給付企業年金 制度における個人単 位の権利義務移転・ 承継手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 (現状の規制について) 確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継においては、発生の都度、認可/承認申請を行う必要がある。 認可/承認申請に際し、事業主や労働組合等の同意、基金型の場合は代議員会での議決等の手続きが必要となる。 あわせて、給付減額となる場合は給付減額に関する同意も必要となる。 (要望内容について) 規約においてあらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転承継であるため、発生の都度の認可/承認申請は不要としていただきたい。 また、規約に定めた内容に沿った運営であるため、代議員会での議決や労働組合等の同意も不要としていただきたい。 あわせて、給付減額の有無の判定は不要とし、権利義務移転承継に係る本人同意のみ取得することとしていただきたい。 なお、権利義務移転・承継のスキームで手続きの簡素化が難しい場合は、「脱退一時金相当額の移換」における加入者期間の要件(=規約で定める老齢給付金を支給されるための加入者期間を満たしていないこと)を削除することもあわせて検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】 昨今、企業グループ内での人材交流が増加しており、個人単位の権利義務移転・承継が増加している。当該事象が発生の都度、認可/承認申請が必要となり、手続きが非常に煩雑であるため、企業グループにおける人材交流の負担が高いのが現状である。 企業の競争力維持・強化のためには、グループ企業間での円滑な人材交流は必須であり、手続きの簡素化が望まれているところである。 「中途脱退者」の「脱退一時金相当額の移換」においては、本人が希望することを前提に認可/承認申請等の手続きが不要となる。個人単位の権利義務移転・承継においても、当該手続きと同様に簡素化されるのが望ましい。 給付減額の同意に関しては、予め規約に定めてあること、権利義務移転承継の本人同意は取得することから、不要としていただきたい。 なお、同一確定給付企業年金制度内におけるグループ間の移動の場合は、過去分のみを保証すれば給付減額の判定は不要とされている。</p>	(一社) 信託協会	厚生労働省
20	27年 10月15日	27年 10月15日	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金の中途脱退者は、確定拠出年金法第2条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができるとされている。 従って、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることが出来ないが、当該者についても移換を申し出ることが可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 企業年金制度の再編等に伴う事業所脱退など本人の選択の余地なく中途脱退が少なからず生じている現在の状況を踏まえ、企業年金の通算により老後の所得確保を推進する観点から、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者について、脱退一時金相当額の移換を申し出ることが可能としていただきたい。</p>	(一社) 信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
21	27年 10月16日	27年 11月9日	消火配管の補修措置の具体化	<p>【提案の具体的内容】 消火配管への当て板溶接補修・二つ割りバンド等による補修を、通達等により認める。</p> <p>【提案理由】 消火配管への補修方法として、当て板溶接補修・二つ割りバンド等による補修があるが、現行では一時的な対策としかみなされておらず、消防査察の際に配管の取替を指摘されている。そのため、定期修理時等に配管の取替を行っており、コスト増加につながっている。また、補修技術の進歩の阻害要因にもなっている。消火配管は機能性の維持が重要であるが、補修後の耐圧試験及び年一回の定期点検で安全性を確認することにより、補修であっても法で求められている機能の維持は可能である。</p>	石油連盟	総務省
22	27年 10月16日	27年 11月9日	移送取扱所の試験方法の見直し	<p>【提案の具体的内容】 移送取扱所における設備の新設・変更時の試験方法について、高圧ガス保安法と同等なレベル(耐圧試験時間を30分程度)に見直す。</p> <p>【提案理由】 移送取扱所における設備の新設・変更時の試験方法は、媒体を水とし、最大使用圧力の1.5倍で24時間保持となっているが、配管延長が長い場合あるいは季節による朝晩の温度差が大きい場合には、圧力の維持が困難なことがある。移送取扱所は耐圧試験に加えて非破壊検査も実施しているため、耐圧試験時間を30分程度に見直しても安全性は十分に担保できる。</p>	石油連盟	総務省
23	27年 10月16日	27年 11月9日	石油コンビナート等災害防止法における新設・変更に係る届出等を地方自治体で可能とする	<p>【提案の具体的内容】 第一種事業所の新設・変更に係る届出等を地方自治体で行えるよう措置する。</p> <p>【提案理由】 第一種事業所の新設・変更に係る申請を中央官庁に対して行う必要があるため、地方事業所に多大な負担がかかっている。新設・変更に係る申請において、事前説明、届出提出、不指示通知の受領、完了届出(検査手数料の納付)、適合確認通知書の受領と、計5回の中央官庁への往訪のために、地方事業所の担当者の移動に数十時間が費やされる事例が発生している。また、現地確認検査の検査日の設定にあたり、複数中央官庁の検査担当者の日程調整に多大な時間を要するケースがあり、完了届出から現地確認検査までに50日程度を要した事例がある。申請手続き及び現地確認検査が地方自治体において可能となれば、これらの負担が軽減されるとともに、設備稼働開始までの期間が短縮され、工程ロスの低減にもつながる。</p>	石油連盟	経済産業省 総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
24	27年 10月16日	27年 11月9日	石油コンビナートのレイアウトに係る基準のうち、各施設地区が混在している場合の敷地面積基準の見直し	<p>【提案の具体的内容】 石油コンビナートのレイアウトに係る基準のうち、各施設地区が混在している場合の規定について、主として設置されている施設に従属する施設の面積基準を500m2以内から1000m2以内に見直す。</p> <p>【提案理由】 石油コンビナートのレイアウトに係る基準において、製造施設地区内に用役施設が混在している等の場合、主として設置されている施設以外の施設(製造施設を除く)の面積が500m2以内であれば、当該施設は主として設置されている施設に従属するものとみなされるが、500m2を超える場合は独立した施設地区の新設とみなされ、特定通路の敷設等が必要となっている。レイアウト上の制約により、特定通路の敷設が困難な場合は、設置面積を500m2以内にするために、設置する施設規模の縮小を行うなど、事業所敷地の有効活用の妨げとなっている。主として設置されている施設地区が特定通路に関する基準を満足していれば、従属する施設の面積基準を見直しても消火活動に影響はなく、同等の安全性は担保できると考えられる。</p>	石油連盟	経済産業省 総務省
25	27年 10月16日	27年 11月9日	ボイラー構造規格および圧力容器構造規格の強度計算における腐れ代の取扱いについて	<p>【提案の具体的内容】 ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期認定に係る余寿命算出において、構造規格上の必要最小板厚から腐れ代を除いた値で計算することを認める。</p> <p>【提案理由】 ボイラー構造規格、圧力容器構造規格を用いて製作する際、必要最小板厚を計算する式に腐れ代1mmを加える規定があるため、製作最小板厚は、計算式による厚さ+1mmとなる。また、保全を行うときの必要最小板厚についても、計算式による厚さ+1mmとされている。一方で、高圧ガス保安法の特定設備検査規則では、製作時の必要最小板厚は計算式+腐れ代であるが、保全を行うときの必要最小板厚は計算式による厚さとなっており、腐れ代は含まれない。 ボイラーおよび第一種圧力容器は連続運転認定に合格すれば4年連続運転を行うことができ、認定検査において耐圧部の余寿命は1.5倍の6年以上を求められる。余寿命を算出する際に計算式+1mmを基準にして計算することになるが、腐れ代1mmのために、6年以上の余寿命を確保できないケースが生じたときは、検査周期は2年に降格してしまう。腐れ代は、将来の減肉を見込んだ製作時の余裕代であり、使用開始後も常にその値を確保する必要はないと考えられる。</p>	石油連盟	厚生労働省
26	27年 10月16日	27年 11月9日	ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期に係る認定制度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期(6年又は8年)に係る認定に関し、耐圧部補修を実施した場合の要件を見直す。</p> <p>【提案理由】 ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期(6年又は8年)に係る認定を取得する場合、耐圧部に損傷が発生し補修したボイラー等については、補修後4年ごとの開放検査を2回以上経なければならないという要件がある。一方で、高圧ガス保安法の開放検査周期認定においては、このような要件は存在しない。同一装置内に高圧ガス機器とボイラー等が混在することは一般的であるが、上述のような法規間の不一致により、装置全体として開放検査周期を6年又は8年に合わせることができず、国際競争力の阻害要因となっているため、ボイラーおよび第一種圧力容器についても当該要件を免除してほしい。</p>	石油連盟	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
27	27年 10月16日	27年 11月9日	石綿工事申請窓口の一本化	<p>【提案の具体的内容】 石綿工事申請窓口を一本化する。</p> <p>【提案理由】 石綿に係る工事実施において、労働安全衛生法に基づく申請と大気汚染防止法に基づく申請を行っているが、同一内容を申請している。申請手続き業務の効率化のため、申請窓口を一本化してほしい。</p>	石油連盟	厚生労働省 環境省
28	27年 10月16日	27年 11月9日	石綿工事申請に係る特例の認可	<p>【提案の具体的内容】 石綿工事に関して、至急補修を要する場合は申請から工事までの期間を短縮可能とする。</p> <p>【提案理由】 石綿に係る工事実施において、工事開始日の14日前までに労働安全衛生法に基づく申請と大気汚染防止法に基づく申請を行う必要があるために、腐食で漏洩した箇所と同様の腐食環境にある類似設備・配管等を至急点検したい場合において、作業の届出から点検開始までに最低14日間を要し、速やかに点検を開始することができない。また、定期整備中に石綿に係る工事が発生した際、申請から工事開始までの必要期間のために、工程が長期化するケースがある。以上の理由から、至急補修を要する等の場合は、必要日数を短縮できる措置を講じてほしい。</p>	石油連盟	厚生労働省 環境省
29	27年 10月19日	27年 11月9日	銀行による議決権保有の上限(5%ルール)の緩和(非上場の中小企業に対する議決権保有規制の緩和)	<p>(具体的内容) 事業承継に寄与する対策として、企業が自己株式を取得し5%ルールに抵触する場合など、銀行の保有株式数が増加しない場合については、非上場の中小企業に対する銀行の議決権保有規制を緩和していただきたい。</p> <p>(理由) 例えば、非上場の中小企業の事業承継対策として、後継者の負担軽減のため企業が自己株式取得を行い、その結果として銀行の議決権が5%を超えるなど、銀行の保有株式数が増加しないような場合には、現行制度の例外措置(「事前の内閣総理大臣の承認」もしくは「承認を受けない場合の1年以内の処分」)を拡充し、より広く5%超の議決権保有を認めていただきたい。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
30	27年 10月19日	27年 11月9日	銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の廃止	<p>(具体的内容) 顧客利便性の向上のため、銀行の融資先に対する保険窓販を全面的に解禁していただきたい。</p> <p>(理由) 銀行の保険窓販については、法個人一体で推進することが顧客利便性に資すると考える。中でも、いわゆる「経営者保険」は、相続・事業承継対策のツールとして有効であり、地域経済の活性化にも繋がると思われる。そもそも銀行は、独占禁止法や監督指針の下で優越的地位の濫用防止や情報管理等、法令順守のもと全行的な内部管理態勢を構築しており、当該規制を撤廃しても融資先は十分に保護される。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁
31	27年 10月19日	27年 11月9日	教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>(具体的内容) 顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。</p> <p>(理由) 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性について契約の都度調査を行ったり、年度ごとには取扱い状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴う負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。「教育ローン」については、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われるので、規制の対象外としていただきたい。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減や地方大学の進学率の改善にも寄与すると考える。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省
32	27年 10月19日	27年 11月9日	動産譲渡登記等を取り扱う登記所の複数化	<p>(具体的内容) ABL制度の一層の普及を図るため、動産譲渡登記等を取り扱う登記所(現在、東京法務局のみ)を複数化していただきたい。特に、復興支援の観点から、東北地区の対応を優先していただきたい。</p> <p>(理由) 現在は、登記等の取扱いが東京法務局に限定されており、地域金融機関は迅速な対応が出来ない。申請においては平成26年6月より訪問や書面以外の方法として、オンラインによる事前提供方式が可能となっているが、登記手続きは窓口や郵送による必要があり、地方圏においては契約と同時の取扱いは困難である。 また、昨今の個人保証制度の見直しにより、ABL等の代替的な融資手法の充実と利用促進を図ることが求められている。登記所の複数化はABLの普及・促進につながるもので、ベンチャー企業を始めとした中小企業の成長等を後押しできるものと考えられる。 なお、東日本大震災からの復興を目指す企業にとって、動産・債権譲渡登記制度を活用しやすくするためにも、被災地の法務局において手続きが行えるよう、優先した対応もお願いしたい。</p>	(一社)第二地方銀行協会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
33	27年 10月19日	27年 11月9日	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	<p>(具体的内容) 事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図っていただきたい。</p> <p>(理由) 「リスク管理債権」は、米国基準との同等性や長期的な連結ベースの比較可能性といった観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることはないと考えられる。 他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金だけでなく総与信に拡大されている、(2)債権ベースではなく債務者ベースで開示する、という点で自己査定に準じた内容になっており、分かりやすいほか、導入から一定の年月を経ており、時系列としても相応の比較利便性を備えていると考えられる。ただし、本件はもともと「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率に係る半減目標の基準として定められたもので、その目的は終了していると思われる。 いずれにしても、2種類の基準による不良債権の開示は、利害関係者に分かりづらく、事務負担軽減等の観点からも是非一元化を図っていただきたい。</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁
34	27年 10月19日	27年 11月9日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	<p>(具体的内容) 顧客利便性の向上のため、生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外していただきたい。</p> <p>(内容) 本規制は、形式基準であるため自行の役職員からの自発的な申し出にも対応できないなど、顧客の自由な商品・サービス選択や利便性を阻害している。 また、本規制の本来の目的は、優越的地位の濫用に係る圧力販売の禁止にあると思われるが、銀行は独占禁止法等により、法令順守のもと内部管理態勢を構築している。 あわせて、「密接に関係を有する者」の範囲が広く、銀行職員が少数出向している企業や、圧力販売が起こり得ない大企業まで一律に規制対象となっており、申込みできない理由が本人に起因するものではないため、顧客の理解を得にくい状況にある。 金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外していただきたい。</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁
35	27年 10月19日	27年 11月9日	動産・債権譲渡登記制度の整備(変更・更正・付記登記について追加)	<p>(具体的内容) ABL制度の一層の普及を図るため、動産・債権譲渡登記制度において、変更・更正・付記登記を可能とするよう制度を改正していただきたい。</p> <p>(理由) 現状では、新たな設定登記及び抹消登記にて対応しているが、對抗要件具備時が新登記具備時まで遅れる懸念がある。 利便性を向上し、ABL制度の普及を図るためにも、不動産登記と同様に、下記事例等、実質的にその対象資産が変更されていない場合には変更・更正・付記登記を認めていただきたい。 ・登記内容修正の必要がある場合の更正登記 ・譲渡人、譲受人の組織再編により社名が変更された場合の変更登記 ・場所を特定して登記を行った担保動産について、保管倉庫の移転等があった場合の変更登記 ・バルクセールによるローン移転に伴って担保移転した旨を公示する付記登記 (以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
36	27年 10月19日	27年 11月9日	不動産リース業務に対する規制緩和	<p>(具体的内容) 地方創生に寄与するワンストップのサービス提供のため、銀行のリース子会社に対し、不動産向けオペレーティング・リース業務を解禁していただきたい。</p> <p>(理由) 地方創生、地域活性化の進捗に伴い、公共施設整備・運営においてPFI方式の導入が期待されている一方、地方では小規模な事業も多く、SPC設立等のコストや手続きの煩雑さから馴染みにくいケースも多い。 PFI方式のメリットを享受しつつ、その煩雑さやコストアップ要因を排除した簡便な手法として、銀行のリース子会社によるファイナンス・リースがあるが、不動産向けではフルペイアウトが原則である本規制により、施設の一部を民間事業者へオペレーティング・リースによって賃貸するなど、多様なニーズに応じた柔軟な計画が困難となっている。 現場の実情(コストや規模)に合った形で、民間事業者とも連携した適切な事業を創出しやすくすべく、本規制を解禁することは地方創生にも資するものと考えられる。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁
37	27年 10月19日	27年 11月9日	不動産業務に対する規制緩和	<p>(具体的内容) 地域の不動産情報が集中しやすい銀行の不動産仲介業務を解禁するとともに、空き家対策や中心街の空洞化対策等の地方創生のため、銀行所有の余剰不動産の賃貸規制の緩和を図っていただきたい。</p> <p>(理由) 銀行には、不動産関連業務が認められていない。また、余剰不動産の賃貸においては、その他付随業務の範疇かつ一時的な賃貸でなければ認められていない。 地方においては、信託銀行や大手不動産会社がなく、不動産情報が銀行に集中することから、銀行による直接的なサービス提供(仲介等)が期待されている。 また、銀行店舗・社宅等の所有不動産の建替等により生じた銀行所有の余剰不動産を地方公共団体や民間事業者への賃貸で有効活用させて欲しいとのニーズがある。賃貸が認められていない現状では売却以外の選択肢はほぼないが、地方ではその資産を購入し事業化できるだけの事業者が少ないこともあり、売却できず空き家又は更地として放置されてしまうなど、中心街の空洞化問題を惹起することもある。金融機関所有の余剰不動産については、地域活性化という観点から、賃貸可能とするよう認めていただきたい。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
38	27年 10月21日	27年 11月9日	給付型奨学金の創設	自分は独り身なので、自分の死後、遺産で給付型の奨学金を創設してもらおうと国立大学に申し出たが、国立大学法人運用規則で、財テクが禁止されているとして断られた。単身者でこのような希望を持っている者は他にもいると思われ、有効活用するために、規制緩和をしてはどうか。	個人	文部科学省
39	27年 10月21日	27年 11月9日	輸出貿易管理令の対象品目から血漿分画製剤を外す	<p>要望内容 血液製剤(輸血用製剤、血漿分画製剤)は輸出貿易管理令の対象品目になっていますが、国内自給の推進、安定供給体制の確保、献血の有効利用の観点から、私達は血漿分画製剤を輸出貿易管理令の対象から外すことを要望します。</p> <p>(1. 規制の現状) 昭和41年の輸出貿易管理令の改正において、輸出承認が必要な貨物に血液製剤が追加されました。その背景は当時、ベトナム戦争に日本の血液が軍事上の目的で使用されることへの倫理上の問題として国会で議論され、その結果、厚生省と通産省で協議し、「当分の間承認を停止する」とされた経緯があります。その後、自衛隊の持ち出しや、人道的な事では一部承認されていますが、現在は国内自給の確保のためとして実質的に輸出、或いは在庫として国内に一旦輸入した製品は海外に輸出できない状況にあります。</p> <p>(2. 要望理由) 私達は血液法で定められた安定供給の確保、国内自給の推進の観点から、国内原料血漿を海外に一旦輸出し、海外自社工場で製剤化して日本に輸入する事業モデルを検討する事を提案しています。これは国内自給が促進されるとともに、常時だけでなく危機時に、国内製造拠点だけに依存した安定供給リスクを低減できます。更に、血液代替製剤の供給拡大に伴い、製剤の原料血漿として有効利用されない国内原料血漿が増加しています。これを有効利用し、新興国で製剤が無くて死亡している患者に寄付、或いは低価格で輸出供給する国際貢献モデルを日本で検討する事を提案しています。しかし、国は国内自給と安定供給の観点から輸出は認めない方針を堅持しています。その理由は国内自給を根拠に輸出を認めないという、我々が国内自給を推進する観点から提案している事と同じ理由で輸出を認めないという矛盾した状況にあります。現状を継続する事は国民・献血者の不利益になるとともに倫理的な問題があります。血液法と輸出貿易管理令を関連付けて国内事業者を保護する政策を継続した結果、外資企業の一部が血液事業から撤退するとともに、新規参入を阻害しています。これは血漿分画製剤事業全体が弱体化し国際競争力の低下を招いています。</p> <p>(3. 要望が実現した場合の効果) 国内自給は向上し安定供給リスクが低減されます。更に国際貢献ができます。産業振興と国際貢献の観点で国内血漿分画製剤事業の強化を図ることができます。</p>	民間団体	経厚生産労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
40	27年 10月21日	27年 11月9日	日本の血漿分画製剤事業を産業振興と国際貢献の観点から当局関係部署が連携して推進することを要望。	<p>要望内容 血漿分画製剤事業は血液法、輸出貿易管理令等の規制があり、他の医薬品事業と比べ、国が強く管理する事業として運営されています。欧米先進国では国、或いは地域単位で国内自給率ではなく自給能力と安定供給能力の向上に重点をおいた事業政策を推進しています。日本でも国内自給能力と安定供給能力の向上と、アジア各国との連携強化を図る視点で、国内の規制を再検討することを要望致します。更に産業政策と国際貢献の観点から国内外事業者、関係省庁の関連部門との連携を促し、将来に亘って血漿分画製剤事業が日本、アジアで推進できる体制を構築できるよう支援を求めます。</p> <p>(1. 規制の現状) 血漿分画製剤事業は医薬・生活衛生局血液対策課が中心となり国家管理的に事業が運営されています。現在の血漿分画製剤事業は献血者の確保(将来の不足)、連産品と言う特殊な製造工程、日本赤十字社が採血した献血原料血漿の国内民間事業者への販売価格を国が決定、製造原価が約50%という高いコスト構造、血液代替製剤の供給拡大による未利用(余剰)原料血漿の増加、新薬が出難い事業、殆どの製剤が新発売から20年以上経過した薬剤だが後発品が無い、現行薬価制度で下がり続ける薬価の問題等、他の医薬品とは異なった事業環境で課題が山積しています。血液製剤を管轄する血液対策課は産業振興、薬価制度等は所掌業務としていません。一方で医政局経済課は所掌業務として製薬事業者の窓口となり、薬価制度や産業振興の観点から課題解決に向けて取り組んでいます。所掌業務として医薬・生活衛生局の所掌業務を除くため、結果的に血漿分画製剤事業の産業振興策を所掌する部門が曖昧になっている状況があります。</p> <p>(2. 要望理由) 事例として、血液対策課が所管している血液事業部会が平成19年に「血漿分画製剤の製造の在り方に関する検討会」、及び平成25年に「血漿分画製剤の供給の在り方に関する検討会」で最終報告書を取りまとめ、国内自給推進策、輸出を含めた余剰原料血漿の有効利用策、現行薬価制度で低下し続ける薬価と安定供給の問題、流通上の課題も取りあげ、今後検討する必要があると提言しています。しかし、これら課題は未だ議論されていません。</p> <p>(3. 要望が実現した場合の効果) 国内原料血漿の有効利用、国内自給率の向上や安定供給リスクの低下、アジア地域に国際貢献できる可能性があります。</p>	民間団体	厚生労働省
41	27年 10月24日	27年 11月9日	理美容出張業務に関する規制緩和について	<p>来年度に理美容出張業務の規制緩和が実施されると聞きました。現状では実店舗を持たない事業者は業務を行えない規則を撤廃し、無店舗でも出張業務を行えるようになることと事業者側から見ると、これでは専門学校出て免許取得しただけで出張業務が可能になり技術サービスや安心面で不安を感じます。この点で提案したいのは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務経験5年以上の有資格者に限る</li> <li>トラブルの際に金銭補償ができる「賠償責任保険」加入必須</li> <li>実店舗、若しくは類する事務所を有する事</li> </ul> <p>以上を技術サービスと安心面の水準を保つために理美容出張業務への参加者へ義務付けていただきたいと思います。</p> <p>利用者からの視点で見ましても無店舗での出張業務はトラブルの際、窓口が電話かウェブサイトのみというのは安心できるものではないと感じます、ある一定の基準を設ける事は利用者の安心やトラブルへの円滑対応にも繋がりますので是非とも検討いただきたい</p> <p>「とりあえず規制無くすから自由に参加してください、トラブル起きたらその時対応するよ」というスタンスでは行政として無責任ですし、誇りを持って理美容に従事してきた我々からすれば到底看過できない事案です。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
42	27年 10月26日	27年 11月9日	特殊車両通行許可申請処理の迅速化に対する提案	<p>現在特殊車両通行許可申請を河川国道事務所にオンライン申請をすると最近では2～3月かかるのが常態化している。通行許可が必要な車輛は建設機械などの重量物を輸送する機会が多いが、そうした建設機械が工事現場へ搬入できないことにより工事が進まなかったり、遅れたりして国民生活、経済活動に多大な支障を来している。その原因としては取締の強化や、オンライン申請の際、経路をドアtoのドアまで求められること、変更申請が実質的に認められず、全て新規申請扱いになること、取り締まりの強化による申請の急激な増大によるものであるが、まず処理する人員の絶対的な不足と、オンラインにより全国どこにでも申請が可能となったために比較的処理件数の少ない地方の河川国道事務所に首都圏から申請がなだれ込み、想定していた処理能力を大幅に超えていることが挙げられる。</p> <p>現在通行許可審査事務は入札により業者が選定されているが、その業者が利益を多く取らんが為人員を低く抑えている可能性がある。その為、入札の際、現在の処理件数に見合った人員の配置を条件の一つにすること、そして、申請のブロック化を提案する。全国をいくつかのブロックに分けて申請を受け付けることとする。今の制度では各申請窓口での1年間の処理件数を予測することは困難と思われる。</p>	個人	国土交通省
43	27年 10月26日	27年 11月9日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	<p>1. 提案内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、また「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持並びに実効性確保に向けた対応をお願いしたい。</p> <p>2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、2012年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。 しかし、生保労連が2012年9月、2014年9月に社外の調査機関に委託し、事業主を含む一般消費者900名超を対象に実施したモニターアンケートでは、いずれにおいても、「一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種の生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、2013年10月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声が数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化いただきたい。 また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況を踏まえると、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持並びにその実効性確保に向けた対応が必要と考える。</p>	全国生命保険労働組合連合会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
44	27年 10月26日	27年 11月9日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	<p>1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。</p> <p>2. 提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役職者等)に対する苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の非正規労働者の増大に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者(企業)の使用人である従業員に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。 また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されるといった再加入の困難性があることから、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことから、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。</p>	全国生命保険労働組合連合会	金融庁
45	27年 10月26日	27年 11月9日	自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスの統合	<p>【提案内容】 自動車検査登録情報サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスを統合する等、利便性の向上からも同一機関での提供を要望する。</p> <p>【理由】 現在、自動車の「登録情報」は、登録車は自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)、軽自動車は軽自動車検査情報提供システムサービスにより電子情報を取得することが可能である。しかしながら、電子情報の取得に必要な契約データ(登録番号(車両番号)+車台番号等)だけでは登録車、軽自動車の別が区分できず、複数件検索等のサービス利用にあたり、サービス提供機関が異なることにより、利便性が低く利用しづらい状態にある。 これについて、軽自動車検査協会の各地方事務所における検査情報を国土交通省が登録車情報と合わせて一元管理することを可能とし、上記サービス提供に関しても同一機関による提供を可能とするよう要望したい。 また、現行のサービス利用時間は、自動車検査登録情報サービス(AIRIS)は「平日及び土日祝日9:00～17:00(年末年始(12月29日～1月3日)はサービス利用対象外)」、軽自動車検査情報提供システムサービスは「平日9:00～17:00(土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はサービス利用対象外)」となっており、利便性向上の観点からサービス利用時間を拡大いただくことを要望したい。</p>	(一社)日本損害保険協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
46	27年 10月27日	27年 11月9日	出張理美容に関する規制緩和(規制改革会議第3次答申を拝見して)	<p>私は出張調髪に個人のお宅にお伺いしてカットを行っている者で、もう50年のキャリアがあります。平成21年1月15日より年5回ほどお邪魔してご主人のカットをしているお宅があります。今回の規制緩和の答申を拝見して、どうしたら訪問している消費者が喜んでいただけるか考えてみました。</p> <p>出張理美容の厚生省課長通達「出張理美容は開設者が相応しているのが望ましい」とされていたが、このたびの通達によると「出張理美容に関し誤解の生じないよう、地方公共団体に対し実施主体と衛生管理に関する過去の通知の周知徹底」となっておりますが、実際出張に行っている現場からの声として出張調髪は消費者の立場を考えてあげると店舗にて営業されている方がベストと思います。</p> <p>「免許を持っていればよい」から実働5年以上(管理理美容師免許取得者)の実績のある現役の方と仕分けしていただきたい。管理理美容師免許はお客様(消費者)を施術するうえで、安心安全のためにできた免許です。介護施設等に出張理美容師を斡旋している会社で募集されている理美容師は休眠理美容師が多いとお聞きしております。</p> <p>高速バスの件もありますが、事故を起こしてから規制を変えるのではなく、現状としてわかりうる事故を無視しての改革は避けなければいけないと考えます。対象となる消費者のわからない危険を避けてあげるのが行政改革ではないでしょうか。事故が発生したとき改革された委員の方が責任を取られるのですか。それでは消費者がかわいそうです。</p> <p>技術のみでなく接客を含めすべての面に対応できる技術者を派遣することを、つまり実績のある理美容師の方を消費者の方も望んでいるはずで、規制改革も大変と思いますが、きめ細やかに消費者目線で検討会をさせていただきます。</p>	個人	厚生労働省
47	27年 10月27日	27年 11月9日	国のリース契約の長期継続契約化	<p>【具体的内容】 国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。 リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>【提案理由】 現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない(平成27年度予算書:一般会計116件、特別会計26件)。 国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p>	(公社)リース事業協会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
48	27年 10月27日	27年 11月9日	「競争入札参加資格」申請の統一・簡素化	<p>【具体的内容】 全国もしくは都道府県単位で「競争入札参加資格申請」の一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。</p> <p>【提案理由】 「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。しかも、申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も自治体により異なる。 この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 「競争入札参加資格審査申請」手続きを簡素化・統一化することにより、「自治体」「民間事業者」双方の事務効率化が促進され、公正かつ自由な経済活動も促進される。</p>	(公社)リース事業協会	総務省
49	27年 10月27日	27年 11月9日	議決権保有制限の緩和	<p>【具体的内容】 銀行持株会社の子会社が保有できる一般事業会社の株式保有割合は、合算して15%以下に制限されている。特例として投資専門子会社を通じたVB会社および事業再生会社の議決権は当該規制の対象外となっている。特例措置の適用範囲を銀行持株会社の子会社(金融関連業務を行う子会社に限る)に拡充するとともに、投資先企業の範囲に以下の会社を追加する。 地域活性化に資する事業を行う会社(観光、エネルギー、農業、地域インフラ供給等)</p> <p>【提案理由】 銀行法上の要件を満たさない企業からの(15%以上の)出資要請が増加しており、本規制改革によって投資機会の拡大が期待できる。 引き続き特例措置適用範囲に一定の制限を設けることより、銀行本体経営の健全性に与える影響は一定の範囲内に抑制可能である。</p>	(公社)リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
50	27年 10月27日	27年 11月9日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)が支援する「地熱資源開発資金債務保証制度」のリース適用	<p>【具体的内容】 リースで地熱発電設備を導入する場合についても、地熱資源開発資金債務保証制度(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の対象とすること。 現状は「預金業務を行う金融機関」に限定されているが、リース会社を債権者に加えること。</p> <p>【提案理由】 わが国のエネルギー供給が不安定であるなか、再生可能エネルギーの利用促進は喫緊の課題である。現在、再生可能エネルギーは太陽光発電に偏っているが、純国産エネルギーである地熱発電の普及促進を図ることにより、再生可能エネルギーの多様化が期待される。このような状況下、大規模な地熱発電事業を促進することに加えて、既存の井戸・熱水を利用した温泉発電等の小規模な地熱発電事業も促進することが必要と考える。地熱発電の一種である温泉発電は、大規模な地熱発電事業と異なり、既存の井戸・熱水を活用して発電事業を行うため、地下リスクや温泉業者との軋轢等が無く、早期に導入が進む可能性がある。しかしながら、事業主体が小規模な温泉組合や旅館であるため、発電設備に投下する資金が乏しく、リースによって発電設備を導入するニーズが高い。地熱資源開発資金債務保証制度をリースに適用することにより、全国の温泉地で同制度活用による地熱発電の導入が促進され、わが国エネルギー供給の安定化、太陽光に偏った再生可能エネルギーの多様化に大きく寄与することになる。</p>	(公社)リース事業協会	経済産業省
51	27年 10月27日	27年 11月9日	廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し	<p>【具体的内容】 リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように廃棄物処理法施行令の定義を改正すること。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法において、「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている(廃棄物処理法施行令第2条第2号)。 リース業(物品賃貸業)は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件(布団、カーテン、制服等の繊維製品)を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。 リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また産業廃棄物処分業者に対して処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者に過大な負担(関係者との相談に要する時間、処分方法が決まるまでの廃棄物の保管費用等)が生じている。 また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維(繊維くず)と化学繊維が混紡されたものなどが廃棄物となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。</p>	(公社)リース事業協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
52	27年 10月27日	27年 11月9日	廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し	<p>【具体的内容】 電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3日以上連休がある等の場合は登録期限を緩和すること。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」(（廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3)とされている。 排出事業者においては、原則として、産業廃棄物の引渡し当日に電子マニフェストへの登録を行うこととしているが、例えば、3連休前で当日の登録ができない場合、電子マニフェストへの登録を行うために、担当社員に対し、やむを得ず休日出勤を命じざるを得ないか、もしくは、産業廃棄物の引渡日を変更せざるを得ない。 上記 の取扱いは不合理であり、3日以上連休がある場合等に限り、登録期限を緩和すること。</p>	(公社)リース事業協会	環境省
53	27年 10月27日	27年 11月9日	自治体条例等を一括閲覧できるサイトの改善	<p>【具体的内容】 廃棄物処理法の運用は、都道府県及び政令市に移管され、各自治体において関係条例が制定されているが、関係法令及び条例を遵守するために、排出事業者が関係条例を確認することは必須であり、関係条例を掲載している環境省ホームページを改善すること。</p> <p>【提案理由】 環境省ホームページ( )において、都道府県及び政令市における廃棄物・リサイクルに関する条例等が掲載されているが、条例のファイルが掲載されている自治体がある一方、当該自治体へのホームページにリンクされている自治体(一部リンク切れもあり)があり、掲載方法が統一化されていない。一覧性を高めるために掲載方法を統一化すること。 ( )<a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/local_regulation.html">https://www.env.go.jp/recycle/waste/local_regulation.html</a> 条例等に関する情報が網羅されていない(条例の施行規則などが未掲載の自治体)ことから、各自治体に確認せざるを得ない。環境省ホームページの情報を適時に更新すること。 上記 の改善を図るとともに、域外産業廃棄物の搬入規制の有無など、一覧性の高い資料を掲載すること。</p>	(公社)リース事業協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
54	27年 10月27日	27年 11月9日	フロン排出抑制法における第一種特定製品の点検頻度の見直し	<p>【具体的内容】 第一種特定製品の点検頻度について、年1回の定期点検が必要な機器は、簡易点検(3ヶ月に1回)を省略できるものとする。</p> <p>【提案理由】 フロン排出抑制法では、第一種特定製品(業務用のエアコンディショナーおよび業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの)の管理者に対して、3か月に1回以上の簡易点検に加え、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器の場合には、十分な知見を有する者による1年に1回以上(圧縮機の定格出力が7.5-50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)の定期点検を義務付けている。 第一種特定製品について、フロンが漏えいする主な原因は、長期にわたる冷媒装置の劣化であり、短期で冷媒配管が腐食あるいは損傷する事象は僅少であると考えられ、3か月に1回以上の簡易点検は過剰なものであると思われる。 したがって、第一種特定製品について、定期点検が上乘せされる場合には、簡易点検を省略できるものとする。</p>	(公社)リース事業協会	経済産業省
55	27年 10月27日	27年 11月9日	外為法運用の明確化及び簡素化	<p>【具体的内容】 リース終了物件を輸出する場合、外国為替及び外国貿易法の運用等が複雑なため、運用の明確化及び簡素化をすること。</p> <p>【提案理由】 リース終了物件のリサイクルやリユースは、日本国内に限らずグローバルに拡大しており、リース会社もしくは関連中古機械商社は、リース会社の持つ精緻な物件管理や、金融機関や大手商社グループのコンプライアンス遵守に基づき中古物件の適切な輸出を行っている。 輸出管理に関しては、外為法が規定されているが、その運用は、運用通達や経済産業省ホームページのQ&amp;Aで規定され、規制変更がQ&amp;Aで行われるなど複雑になっており、日本でリースが終了した物件のリサイクル・リユースのグローバル化を阻む一要因となっている。 本件の規制緩和を行うことで、リース終了物件のリサイクル・リユースを拡大し、地球環境保全にも貢献するものと思われる。</p>	(公社)リース事業協会	経済産業省
56	27年 10月27日	27年 11月9日	リコール情報の開示	<p>【具体的内容】 現在、自動車の使用者のみに通知が行われているリコールに関し、所有者の立場であるリース会社へリース車両のリコール対象・非対象、実施状況についての情報開示の改善(メーカーからの通知やホームページでの開示方法の改善等)を図ること。</p> <p>【提案理由】 現在、リコールに関しては、自動車の使用者のみに対し、通知が行われており、所有者の立場であるリース会社には情報開示がなされていない。国土交通省のホームページにリコール情報は開示されているものの、型式毎の検索が必要になるなど、リース会社が確実にリコール情報を得られる体制になっていない。 メンテナンスや車両管理などを担うリース会社が確実にリコールの情報を得ることで、使用者の安全へも寄与することになると思われる。</p>	(公社)リース事業協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
57	27年 10月27日	27年 11月9日	非自行船(台船等)の保存登記	<p>【具体的内容】 所有者(リース会社)に非自行船(台船等)の所有権保存登記を認めること。</p> <p>【提案理由】 非自行船(台船等)の所有権の保存登記をしようとする場合、建設機械打刻登記の方法があるが、保存申請者は建設業者でなければ所有権の保存登記できず、また、所有権の保存登記をしても乙区に抵当権等以外の設定がなければ、1ヶ月でその謄本は閉鎖されてしまう。非自行船(台船等)について、建設業者以外の者も所有権の保存登記が出来るようになれば、ファイナンスリースやオペレーティングリース等の可能性が広がり、老朽化が進む同業界での設備更新ニーズが高まると予想される。</p>	(公社)リース事業協会	国土交通省